

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和7年版

評価対象材料名	トップライト
細 目	—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【トップライト】

1. 評価対象

一般的な環境における庁舎等の屋上に単体で設置するトップライトで、ガラス等を採光部に用いた小規模の既製金属部材による製品（開口部は最大 2,000mm 角または長辺が 3,000mm 以下のもの）とし、30 分以上の耐火性能を有するものとする。また、耐火性能のない透光性の合成樹脂系成形ドーム等を持つ製品であっても、下部に網入りガラスを用い、30 分以上の耐火性能を有するものも対象とする。ただし、大型のアトリウムや、特別の形状を持つ特注品および上部に人が乗ることを想定したものは、対象としない。

2. 引用している規定

（１）標仕 令和 7 年版

（２）日本産業規格

- ・ JIS A 1492 : 2006 「出窓及び天窓の断熱性試験方法」
- ・ JIS A 1515 : 1998 「建具の耐風圧性試験方法」
- ・ JIS A 1516 : 1998 「建具の気密性試験方法」
- ・ JIS A 1517 : 2020 「建具の水密性試験方法」
- ・ JIS A 4706 : 2021 「サッシ」
- ・ JIS A 4710 : 2015 「建具の断熱性試験方法」
- ・ JIS G 4305 : 2021 「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS H 4000 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」
- ・ JIS H 4100 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」
- ・ JIS H 8602 : 2010 「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜」

3. 令和 4 年度版からの主な改定

（１）JIS 改正による改定

- a. JIS A 4000、JIS A 4100 の年版のみ変更

4. 令和 5 年度版からの主な改定

（１）内容の見直し

- a. 採光部の材質について、規定はないが、確認しておく必要があるため、追加

5. 令和 6 年度版からの主な改定

- ・ なし

6. その他

- （１）〔表示項目〕とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- （２）〔付帯性能〕とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- （３）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- （４）赤字は、令和 4 年版からの改定箇所を示す。

項 目			品 質 ・ 性 能			備 考
材 質	採 光 部 [表示項目]		申請者の規定による。			
	フ レ ー ム 材	アルミニウム 合 金 押 出 形 材	材質	JIS H 4100		
			表面 処理	JIS H 8602 による種類B		
		ステンレス鋼板	材質	JIS G 4305 による SUS304、SUS430J1L または SUS443J1		
			表面 仕上	No. 2B または HL		
	副 資 材	アルミニウム板	材質	JIS H 4000		
			厚さ	枠・かまち等に用いる場合は、1.5mm 以上		
			表面 処理	JIS H 8602 による種類B		
		補強材、力骨、 ア ン カ ー 等	材質	鋼製（亜鉛めっき等の接触腐食の防止処置を講じたもの）または アルミニウム合金製		
		ステンレス鋼板	材質	JIS G 4305 による SUS304、SUS430J1L または SUS443J1		
			表面 仕上	No. 2B または HL		
		合 成 樹 脂 系 成 形 材		耐久性を有し、使用箇所に適したものとすること。		
		気 密 材		耐久性を有し、使用箇所に適したものとすること。		
		小 ね じ 類		ステンレス製		
寸 法	製 品 の 寸 法 許 容 差		寸法部位	寸法 (mm)	許容差 (mm)	
			枠 の 内 法 幅	2000 未満	± 1.5	
				2000 以上 3500 未満	± 2.0	
			枠 の 内 法 高 さ	2000 未満	± 1.5	
				2000 以上 3500 未満	± 2.0	
			枠の見込み寸法	120 未満	± 1.0	
加 工 ・ 組 立	相 対 す る 辺 寸 法 の 差		寸法部位	寸法 (mm)	相対する辺寸法の差 (mm)	
			枠 の 相 対 す る 辺 寸 法 の 差	2000 未満	2 以下	
				2000 以上 3500 未満	3 以下	
加 工 ・ 組 立	枠、水切り板等の ア ン カ ー 間 隔		製品に適したものとし、両端から逃げた位置から、間隔 500mm 以下 であること。			
	雨水浸入の恐れがある 接 合 部 の 処 置		その箇所に適したシーリング材または止水材を用いて、止水処理を 行うこと。			

項 目		品 質 ・ 性 能				備 考									
加工・組立（続き）	枠 に 付 属 部 品 を 取 り 付 け る た め の 補 強	必要に応じて、施されていること。													
	枠 部 材 の 接 合 部 の 処 理	強固で、見え掛り箇所（ねじを含む）は平滑であること。													
	補 強 を 用 い る 場 合 の 接 触 腐 食 に 対 す る 処 置	施されていること。													
	水切、結露受、額縁等の付帯品	必要に応じて、取り付けられること。													
	組 立 て の 注 意 点	形状寸法、取合い等を正確に行い、特に雨仕舞いおよび開閉具合（開閉機構のある製品に限る）に注意してあること。													
性 能	耐 風 圧 性	<table><tr><td>耐風圧等級</td><td>S-5</td><td>S-6</td><td>S-7</td></tr><tr><td>耐風圧区分</td><td>2400Pa</td><td>2800Pa</td><td>3600Pa</td></tr></table>				耐風圧等級	S-5	S-6	S-7	耐風圧区分	2400Pa	2800Pa	3600Pa	1. 加圧中破損のないこと。 2. 無目・方立がある場合は、そのたわみ率が1/150 以下であること。 3. 除圧後、枠および戸の部材、金具、その他に機能上支障がないこと。	
		耐風圧等級	S-5	S-6	S-7										
	耐風圧区分	2400Pa	2800Pa	3600Pa											
	気 密 性	<table><tr><td>気密性による等級</td><td colspan="3">A-4</td></tr><tr><td>気密等級線</td><td colspan="3">A-4 等級線</td></tr></table>				気密性による等級	A-4			気密等級線	A-4 等級線			通気量が JIS A 4706 の図－1 に規定する気密等級線以下とすること。	
		気密性による等級	A-4												
	気密等級線	A-4 等級線													
	水 密 性	<table><tr><td>水密性による等級</td><td colspan="3">W-5</td></tr><tr><td>サッシ前後の圧力差</td><td colspan="3">500Pa</td></tr></table>				水密性による等級	W-5			サッシ前後の圧力差	500Pa			加圧中に JIS A 1517 に規定する枠外への流れ出し、しぶき、吹き出し、あふれ出しの状況が発生しないこと。	
		水密性による等級	W-5												
サッシ前後の圧力差	500Pa														
耐 火 性 能	建築基準法施行令第 107 条による屋根の 30 分耐火構造とする。														
断 熱 性 能 [付帯性能]	申請者の規定による。														
結 露 対 策 [付帯性能]	申請者の規定による。														
ガラス破損落下防止対策 [付帯性能]	申請者の規定による。														
開 閉 機 能 [付帯性能]	申請者の規定による。														
安 全 対 策 [付帯性能]	申請者の規定による。														
試験方法	1. 耐風圧性試験は、JIS A 1515 による。 2. 気密性試験は、JIS A 1516 による。 3. 水密性試験は、JIS A 1517 による。 4. 断熱性試験は、JIS A 1492 等による。 5. 試験体は、申請品のうち形状の異なる製品について、開口部 2,000mm 角程度までの最大寸法とする。また試験体の選定については当協会との協議による。														